

植物ウイルス・ウイロイドの和名の提案・記載について（案）

日本植物病理学会 植物ウイルス分類委員会
病名委員会

植物ウイルス・ウイロイドの和名による記載は、これら病原体によって引き起こされる症状を専門家でなくても推測でき、和名があることにより日本に発生しているウイルスであることがわかることから、学術的にも、教育的にも重要です。しかしながら近年、従来行われてきた電子顕微鏡、接種試験、免疫学的試験による諸性質の解析を行わずとも、次世代シーケンサー等を活用して得られたゲノム配列に基づいて新種の病原体が報告されるようになりました。これら報告の中には、適切な論文審査を経ていないものも散見されます。そこで、植物ウイルス分類委員会ならびに病名委員会では、植物ウイルス・ウイロイド和名について、以下のルールに基づいて提案・記載することとしました。

1. 新種のウイルス・ウイロイドを発見した場合、植物病理学あるいはウイルス学の国際学術誌に論文として報告（受理済み）し、新種としての提案が国際的に認められたものみに和名を提案できるものとする。
2. 海外で発生しているウイルス・ウイロイドを国内で発見した場合は、その病原体の学名が国際ウイルス分類委員会（ICTV）で承認されている、あるいは植物病理学あるいはウイルス学の国際誌に論文として報告された（受理済み）ものについてのみ和名を提案できるものとする。
3. 2.については、次世代シーケンサーおよび(RT)-PCR 等によるゲノム情報のみでも和名を提案できるが、決定した配列による分子同定結果が、ICTV 等が提案する分類基準を満たしているもののみとする。
4. 1～3 を満たしたウイルス・ウイロイドの和名については、日本植物病理学会ホームページ「ウイルス和名等の命名についてのごお願い」（<https://www.ppsj.org/pdf/mokuroku-virus.pdf>）の規則に基づいて報告者が植物ウイルス分類委員会に提案する。提案された和名を植物ウイルス分類委員会で審議し、承認された和名を病名委員会が報告を受け、日本植物病名目録の学名あるいはウイルス名（略号）の後に記載する。